

和歌山保健看護学会学会誌投稿規定

1. 投稿資格

- 1) 本誌に投稿できる著者は、共著者を含めてすべて本学会員（賛助会員を除く）とする。ただし、編集・広報委員会から依頼された原稿についてはこの限りではない。
- 2) 著者資格については、本学会が別に定める「論文投稿における不正行為防止および出版倫理に関するガイドライン（以下、「投稿・出版倫理ガイドライン」という。）」に従うものとする。

2. 著者の責任

- 1) 著者は、「投稿・出版倫理ガイドライン」を遵守するとともに、投稿論文の内容について責任を負うものとする。
- 2) 責任著者（著者を代表して、投稿、査読、掲載に関する責任を負う著者で、筆頭著者に限らない）は、共著者全員が著者資格を満たし、論文投稿および掲載に同意していることを確認しなければならない。また、投稿に必要な書類（「8. 投稿手続き」を参照）を作成して提出するとともに、編集・広報委員会との連絡および対応を行うものとする。
- 3) 投稿論文について、不正行為または不適切な行為の疑義が生じた場合は、編集・広報委員会が行う調査に協力するとともに、事実確認に必要な説明または資料の提出に応じるものとする。

3. 論文の種類

本誌に掲載する論文の種類は、総説、原著論文、研究報告、実践報告、研究ノート、その他であり、それぞれの内容は下記のとおりである。

【総説】

保健看護に関わる特定のテーマについて多面的に内外の知見を集め、また文献等をレビューして、当該テーマについて総合的に学問的状况を概説したもの。

【原著論文】

研究論文のうち、研究そのものが独創的で、新しい知見が論理的に示されており、保健看護の知識として意義が明らかであるもの。

【研究報告】

内容的に原著論文には及ばないが結果の意義が大きく、保健看護の発展に寄与すると認められるもの。

【実践報告】

保健看護に関する実践活動の報告（事例報告を含む）で、学術的な価値が認められるもの。

【研究ノート】

論文としては未整理であるが、保健看護研究としては知らせる意義のあるもの。

【その他】

保健看護の研究に関する見解等で、編集・広報委員会が適当と認めたもの。

4. 倫理的配慮

- 1) 人を対象にした研究については、原則として、所属機関等の倫理審査委員会で承認を得ているものとする。

- 2) 実践報告はこの限りではないが、ヘルシンキ宣言ならびに「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」、その他関係法令・指針等を遵守し、研究対象者の権利および個人情報の保護に十分配慮するとともに、投稿時に「実践報告の投稿にあたっての倫理的配慮チェックリスト」を提出しなければならない（書式は本学会のホームページからダウンロード可）。
- 3) 動物を対象とする研究においては、所属機関等における実験動物に関する規程その他関係法令・指針等を遵守し、適切に実施された研究であることが求められる。

5. 利益相反に関する事項の開示

- 1) 著者は、研究の公正性および透明性を確保するため、論文内容に関して開示すべき利益相反（conflict of interest：COI）がある場合には、その内容を適切に開示しなければならない。
- 2) 研究の遂行または論文の作成に際して、企業や団体等から研究費助成、試料提供、便宜供与、その他経済的または人的支援を受けた場合は、その内容を原稿に記載する。
- 3) 責任著者は、投稿に際して、全著者の利益相反の状況を確認した上で、「利益相反（COI）自己申告書」を提出しなければならない（書式は本学会のホームページからダウンロード可）。

6. 投稿における不正行為

- 1) 投稿者は、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を遵守するとともに、本学会が別に定める「投稿・出版倫理ガイドライン」に従わなければならない。
- 2) 投稿論文は、「捏造」「改ざん」「盗用」等の研究不正のほか、「二重投稿」「分割投稿」「不適切な著者資格」、その他の学術出版倫理に反する行為がないものでなければならない。また、引用文献の実在性および書誌情報の正確性については、著者の責任において十分確認しなければならない。
- 3) 責任著者は、共著者全員の確認を得た上で、「論文投稿における不正行為防止に関する誓約書」を提出しなければならない。
- 4) 生成 AI を利用した場合は、その利用目的を論文の本文中に適切に記載しなければならない。また、論文内容、引用文献、その他の掲載事項の正確性については著者が責任を負うものとする。
- 5) 不正行為またはその他の不適切な行為が判明した場合の対応については、「投稿・出版倫理ガイドライン」に定めるところによる。

7. 著作権

- 1) 本誌に掲載された論文等の著作権（知的財産権）は、本学会に譲渡されるものとする。ただし、著作者人格権は著者に留保されるものとする。
- 2) 著者は、第三者が著作権を有する図表、写真その他の著作物を使用する場合には、あらかじめ必要な許諾を得るとともに、その出典を適切に明記しなければならない。
- 3) 掲載論文は、本誌および電子版（J-STAGE 等）に掲載・公開するものとする。
- 4) 掲載論文を転載、再掲載その他二次利用する場合は、本学会の許諾を得るものとする。ただし、著者自身が教育、研究または学術活動の目的で利用する場合はこの限りではない。
- 5) 投稿にあたって、責任著者は「著作権譲渡承諾書」を作成して提出しなければならない（書式は本学会のホームページからダウンロード可）。

8. 投稿手続き

- 1) 投稿は電子メールによる電子投稿とする。
- 2) 投稿は随時受け付けるものとする。ただし、当該年度に掲載を希望する論文の締切日は毎年 9 月 30 日とする。これ以降に投稿された原稿は、原則として翌年度以降の審査対象とする。
- 3) 原稿は、著者情報を記載した「投稿原稿」と、査読用の「匿名化原稿」の 2 種類を提出するものとする。
- 4) 匿名化原稿には、著者名、所属、謝辞、倫理審査委員会名、科学研究費等の研究助成の課題名、その他投稿者または所属機関を特定できる事項を削除またはマスキングすること。
- 5) 投稿論文（表紙、抄録、本文、謝辞、利益相反、生成 AI の利用、文献を含む）は、1 つのファイルにまとめて保存する。保存形式は doc, docx または pdf とする。図（写真を含む）および表は、原稿の中に埋め込まず、別ファイルとして保存する。
- 6) 投稿に際しては、投稿論文とともに、「著作権譲渡承諾書」「利益相反（COI）自己申告書」「投稿時チェックリスト」「論文投稿における不正行為防止に関する誓約書」を提出するものとする。実践報告を投稿する場合は、これらに加えて「実践報告の投稿にあたっての倫理的配慮チェックリスト」も提出する。書類の様式は本学会ホームページからダウンロードし、作成後に責任著者が自署したものをスキャナー等で読み取り、pdf ファイルに変換して提出する。
- 7) 投稿論文および必要書類のファイルは、電子メールに添付して編集・広報委員会事務局（hokenka@wakayama-med.ac.jp）宛に送付する。
- 8) 投稿論文または必要書類に不備がある場合、必要に応じて修正を求めるほか、受理を保留、または受理しないことがある。

9. 原稿の採否

- 1) 本誌では、投稿論文のすべてについて、投稿者を特定できる情報を匿名化したダブルブラインド方式により、2 名以上の査読者による審査を行う。
- 2) 投稿論文の採否の決定は、査読結果を踏まえて、編集・広報委員会が決定する。
- 3) 編集・広報委員会の判断により、原稿の修正または種類の変更を著者に求めることがある。
- 4) 修正原稿の再投稿は、原則として査読結果の通知後 1 か月以内とする。修正に時間を要し、期限内に提出できないときは、あらかじめ編集・広報委員会にその旨を連絡すること。事前の連絡なく期限を過ぎても提出されない場合、あるいは編集・広報委員会からの照会に対して適切な対応を行わず、相当期間にわたり連絡がない場合は、投稿を取り下げたものとして扱うことがある。
- 5) 再投稿にあたっては、修正原稿とともに、査読意見に対する回答書を提出する（回答書の記載例は本学会のホームページからダウンロード可）。なお、査読意見は、必ずしもすべてに従うことを求めるものではない。査読意見を採用しない場合は、その理由を回答書に記載すること。
- 6) 査読および修正のやりとりが 3 回に達しても修正が不十分であると判断された場合は、一旦不採択とし、改めて投稿を求めることがある。
- 7) 原稿が採択された場合は、最終版の原稿（表紙、本文、図表または写真を含む一式）の電子データを、電子メールに添付して提出するものとする。

10. 著者校正

- 1) 著者校正は、初校1回を原則とする。2校以降は、著者校正に基づき、編集・広報委員会が確認を行う。ただし、必要と認めた場合は、著者に再校正を求めることがある。
- 2) 著者校正に先立ち、編集・広報委員会は、原稿の体裁、表記、その他必要な事項について確認を行い、その結果を著者に示した上で校正を依頼することがある。
- 3) 著者校正では、誤字、脱字、印刷上の誤りの訂正を原則とし、内容の追加、修正または削除等、論文の内容に関わる変更は認めない。
- 4) 著者は、校正刷を受領後、10日以内または編集・広報委員会が別に定める期限までに校正を完了して返送する。期限までに返送がない場合は、編集・広報委員会の校正をもって校了とすることがある。
- 5) 掲載後に、印刷または編集上の誤りにより著者校正と異なる内容で掲載された場合は、著者からの申し出に基づき、次号以降に正誤表を掲載することがある。

11. 著者が負担すべき費用

- 1) 投稿料および掲載料は、原則として無料とする。
- 2) 別刷を希望する場合の費用は、その実費を著者の負担とする。
- 3) 図表、写真等の掲載にあたり、印刷上特別な費用を必要とした場合は、その実費を著者の負担とする。

12. 原稿執筆の要領

- 1) 原稿は原則として、Microsoft Wordで作成する。
- 2) 原稿はA4版縦使い横書きで、原則として、1行の文字数を35字、1ページの行数を28行（約1,000字）とし、適切な行間をあける。文字フォントは10.5ポイント以上とする。
- 3) 表紙から文献まで頁（頁番号）および行番号（連続番号）をつける。
- 4) 原稿の構成および記載順序は以下のとおりとする。
表紙、抄録（キーワード）、Ⅰ. 緒言、Ⅱ. 方法、Ⅲ. 結果、Ⅳ. 考察、Ⅴ. 結論、謝辞、利益相反、生成AIの利用（該当する場合）、文献、表、図（写真）の順序とする。
- 5) 表紙には、表題、著者名、所属機関名（以上は英訳を含む）、希望する原稿の種類、別冊必要部数、責任著者（代表者）の氏名と連絡先（所属機関、所在地、電話、電子メールアドレス）、原稿枚数、図（写真）および表の数を記載する。
- 6) 総説、原著論文、研究報告、実践報告、研究ノートには、目的、方法、結果、結論の見出しをつけた700字程度の構造化した抄録をつける。キーワードは5つ以内とし、和文と英文を併記する。
- 7) 外国語はカタカナで、外国人、日本語訳が定着していない学術用語等は原則として活字体の原綴で書く。数字は算用数字を用い、数字・英字は半角とする。句読点は、全角のピリオド「.」、コンマ「,」を用いる。
- 8) 研究内容が倫理的配慮を必要とする場合は、「方法」において倫理的配慮をどのように行ったかを明記する。また、倫理審査委員会の承認を得て実施した研究は、承認した倫理審査委員会の名称、承認番号および承認年月日を記載する。

- 9) 生成 AI を利用した場合は、その利用目的（文章表現の補助、要約、構成の整理等）を本文中に記載する。
- （例 1）文章表現の改善の補助として生成 AI を利用した。
- （例 2）文章の整理および構成の補助として生成 AI を利用した。なお、研究の着想、研究デザイン、データの収集と解析、結果の解釈、最終的な原稿内容の確認はすべて著者が行った。
- 10) 利益相反の状態にある場合は、申告書の内容を踏まえてその旨を本文中に記載する。利益相反の状態がない場合も、「本研究に関連して開示すべき利益相反はない」旨の文言を記載する。
- 11) 図、表、写真の記載方法は以下に従う。
- （1）図、表、写真は、1 頁に 1 つとし、図 1、表 1、写真 1 などの通し番号とタイトルをつける。
- （2）図と写真のタイトル位置は図の下側の中央配置とする。表のタイトル位置は表の上側の左詰め配置とする。表の縦罫線は原則として使用しない。
- （3）すべての図、表、写真について、本文中にそれぞれの挿入希望位置を指定する。
- （4）図や写真のファイルの解像度は、論文を審査する上で十分な解像度が得られていれば、投稿の段階では特に高解像度である必要はない。
- （5）図や表を引用・転載した場合には、投稿前に著作権者の許諾を得て、図や表の下に出典を明示する。
- 12) 著者らの研究成果を引用し、さらにその主体を本文中に記載する場合、「筆者らは…」 「著者らの研究によると…」等とは記載せず、「〇〇らは…」 「〇〇らによると…」等、姓を記載する。
- 13) 文献は引用順に番号をつけて最後一括して記載する。本文中では、引用順に、右上付き文字を用い、¹⁾あるいは、^{1,2)}、^{2,5-7)}のように文献番号を付ける。
- 14) 文献の記載方法は以下のとおりとする。
- （1）著者名は、著者が 3 名以下の場合は全員を記載する。4 名以上の場合は筆頭者から 3 名までを記載し、それ以降は和文文献では「〇〇〇〇，他：」，英文文献では「〇〇〇〇，et al.：」とする。
- （2）和文雑誌名は略記せず正式名称を記載する。英文雑誌名は MEDLINE 等で定められた略称を用いる。
- （3）文献の記載にあたっては、和文文献では、全角のコロン「：」，カンマ「，」，ピリオド「.」を用いる。英文文献では、半角のコロン「:」，カンマ「,」，ピリオド「.」を用い、記号の後に半角スペースを入れる。ハイフン「-」は和文文献，英文文献ともに半角とする。
- （4）英文文献の雑誌名および書籍名は、冒頭の単語と固有名詞のみを大文字とし、それ以外は小文字とする。
- （例）×Health Literacy Contributes to…，○Health literacy contributes to…
- （5）英文文献の題名にコロン「:」を用いる場合は、コロンの後を原則として小文字で始める。ただし、固有名詞等はこの限りではない。
- （例）Association between health literacy and diabetic control: a longitudinal cohort study.
- （6）ホームページその他インターネット上の情報を引用する際は、内容を確認できる URL を記載するとともに、アクセスした年月日を付記する。なお、同一内容が書籍その他公刊資料として入手可能な場合は、それらを優先して引用することが望ましい。
- （7）引用文献は、著者自らが原典または信頼できる資料により、実在性および書誌情報の正確性を確認したものに限る。

(8) 文献の記載方法の例を以下に示す。

①雑誌の場合

- ・ 山田太郎, 佐藤花子, 鈴木一郎, 他: 地域在住高齢者における健康行動と生活習慣の関連. 地域保健学雑誌, 32: 15-22, 2017.
- ・ Smith JA, Brown KL, Garcia M, et al.: Association between health literacy and preventive health behaviors among community-dwelling adults: a cross-sectional study. Int Environ Res Public Health, 18: 45-53, 2022.

②単行書の場合

(書籍全体)

- ・ 山田太郎: 地域保健学の実践. 健康出版, 東京, 2022.
- ・ Smith JA, Brown KL: Fundamentals of community health. Global Health Press, London, 2020. (書籍中の一章)
- ・ 山田太郎: 地域保健活動の評価と展開. (佐藤花子, 鈴木一郎編). 地域保健学の実践, 25-48, 健康出版, 東京, 2022.
- ・ Smith JA, Brown KL: Community-based health promotion strategies. Wilson RT, Garcia M, editors. Principles of public health practice, 35-58, Academic Health Press, New York, 2021.

③訳書の場合

- ・ Anderson PJ, Carter LM: 地域保健活動の実践と評価. (田中一郎, 山田花子訳), 15-28. 健康出版, 東京, 2022.

④報告書の場合

- ・ 田中一郎, 山本陽子, 中村健一: 看護職の地域連携に関する全国調査. 令和4年度日本学術振興会科学研究費助成事業(基盤研究(C))「地域包括ケアシステムにおける看護職の役割に関する研究(研究代表者: 田中一郎)」総括・分担研究報告書, 2023.

⑤ウェブサイトから引用する場合

- ・ 健康政策研究センター: 地域包括ケアのニーズに関する実態調査報告書. <https://www.healthpolicy-center.jp/report/community-care2023.pdf> (2024-04-23)
- ・ Global Health Promotion Association: Recommendations for school health promotion practices. <https://www.ghpa.org/publications/school-health-guidelines.pdf> (2024-03-20)

問い合わせ先

投稿に関する問い合わせは, 和歌山保健看護学会編集・広報委員会(学会事務局)へ電子メールにて行うこと. 最新の連絡先は本学会ホームページを参照すること.

(<https://www.wakayama-med.ac.jp/usermenu/alumni/hokenkango-gakkai/>)

附則

2022年(令和4年)7月13日 一部改正

2023年(令和5年)7月26日 一部改正

2024年(令和6年)9月10日 一部改正

2026年(令和8年)7月27日 一部改正